

③

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
国際戦略総合特別区域の名称	1		損金算入額	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
指定特定事業法人としての指定を受けた日	2	平 . .	の	軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
			計	(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3		算	損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指定の取消日	8	平 . .	指定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
算入された金額において損金の計算に	事業年度又は連結事業年度		損金算入額		
			10		
	平	.			円
	平	.			
	平	.			
	平	.			
	平	.			
	平	.			
合 計					

## 別表十（二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人で総合特別区域法第27条第1項（課税の特例）に規定する指定特定事業法人（以下「指定特定事業法人」といいます。）に該当するものが措置法第61条（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で指定特定事業法人に該当するものが同法第68条の63の2（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額5」には、措置法令第37条第3項（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90の2第3項（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例）の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載します。この場合においては、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。